

商品概要説明書

カードローン（約定返済型・一般型C・J A住宅ローン利用者向け）

（2023 年 2 月 13 日現在）

商品名	カードローン（約定返済型・一般型C・J A住宅ローン利用者向け）							
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○当 J A で住宅ローンをご利用中の方。 ○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○ J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。							
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。							
契約金額	○30 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。							
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ○本商品は、当 J A で住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品です。当 J A の住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品についてもあわせて解約いただきます。（ただし、通常完済によるお取引終了の場合は、上記の契約期間内に限り、引き続き本商品をご利用いただけます。）							
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月、7 月、10 月および 1 月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.9% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。							
返済方法	○約定返済 毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table><tr><td>前月約定返済日現在の貸越残高</td><td>約定返済金額</td></tr><tr><td>1 万円未満</td><td>前月約定返済日現在のお借入残高</td></tr><tr><td>1 万円以上 50 万円以下</td><td>1 万円</td></tr></table>		前月約定返済日現在の貸越残高	約定返済金額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円
前月約定返済日現在の貸越残高	約定返済金額							
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高							
1 万円以上 50 万円以下	1 万円							

	50 万円超 100 万円以下	2 万円
	100 万円超 150 万円以下	3 万円
	150 万円超 200 万円以下	4 万円
	200 万円超 250 万円以下	5 万円
	250 万円超 300 万円以下	6 万円
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきますしても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	○A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部(電話：0 2 2 4－5 5－1 6 8 8)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会 ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031） ・ 第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） ・ 第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） J A バンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター （J A バンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。	

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A みやぎ仙南